

議会提案の携帯基地局条例をめぐる再議問題

～住民と共にある議会を目指して～

報告者 門田直樹(太宰府市議会議員)

1 現在までの経緯

- ◆ 平成15年以降市内各所で携帯基地局をめぐるトラブル発生。
- ◆ 平成22年12月議会で「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」を採択。
- ◆ 同月2, 532名署名の要望書を市に提出。
- ◆ 平成23年6月議会で市長に条例制定の意思を問う。
- ◆ 同年7月議員有志による「携帯基地局問題研究会」を立ち上げる。
- ◆ 8～11月の定例議員協議会で経過報告を行う。
- ◆ 12月議会に議員発議により条例案を提出。特別委員会が設置される。
- ◆ 特別委員会、本会議で可決したが、市長が再議を申し立てる。
- ◆ 越年して再度特別委員会で審議するも、再び可決。
- ◆ 平成24年3月議会で特別採決が行われ、3分の2に1名足りない11対7で否決、条例は廃案となる。
- ◆ 現在、新たに特別委員会を設け審議中。

2 市の実施方針

太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針

1 目的

この実施方針は、携帯電話基地局（以下「基地局」という。）の設置等に伴う住民紛争が生じていることにかんがみ、携帯電話会社（以下「事業者」という。）が周辺住民に対して、基地局の設置若しくは改造をしようとする時、または、既設基地局について説明を求められた時の説明責任を明確にし、もって市民と事業者の紛争を防止することを目的とする。

2 定義

この実施方針における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 基地局とは、携帯電話端末、その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備をいう。
- (2) 事業者とは、基地局の設置若しくは改造をしようとする者、及び既設基地局を管理している者をいう。
- (3) 周辺住民とは、基地局の設置予定の場所または既設基地局の場所を中心に、その影響が及ぶと想定される範囲の住民とする。

3 市の責務

市は、周辺住民と事業者との紛争の防止および調整に努めるものとする。

4 事業者の責務

事業者は、基地局の設置若しくは改造、または、既設基地局についての説明を求められた場合、住民説明会の開催等、周辺住民の意見を聴き、理解が得られるよう誠意をもってその解決にあたり、紛争の防止に努めるものとする。

5 周辺住民の責務

周辺住民は、事業者による説明について検討を行い、紛争の防止に努めるものとする。

3 太宰府市携帯電話中継基地局に関する紛争防止条例 ※下段◆は説明

第1条（目的）

この条例は、太宰府市（以下「市」という。）における携帯電話中継基地局等（以下「基地局等」という。）の設置・改造、及び既設基地局等の管理に係る紛争の防止を目的とする。

- ◆ 設置：基地局の新設。改造：既設基地局の形状、出力、使用周波数を変更すること。
- ◆ 既設基地局等の管理：事業者が基地局等を供用していること（管理運用）。
- ◆ この条例の目的は紛争の防止であり、基地局等の設置・改造や、事業者の経済活動を阻害するものではない。

第2条（定義）

この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「携帯電話中継基地局等」携帯電話やPHSその他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（主として屋内の通信状況を改善するためのものを除く。）をいう。
- (2) 「事業者」基地局等の設置若しくは改造をしようとする者、及び既設基地局を管理している者をいう。
- (3) 「事業計画書」基地局等の位置、形態、規模、構造、供用範囲、築造に係る工期、工法、及び規則で定める事項を記載したものをいう。
- (4) 「近隣住民等」基地局等の供用範囲内の住民、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体の代表者、事業所の生活者、及び供用範囲内に土地又は建築物を所有する者をいう。
 - ◆ (1) PHSの親局と携帯電話の親局をいう。警察、消防、防災、タクシーなどの業務無線の親局は含まない。
 - ◆ (2) 携帯電話等の無線通信事業者。
 - ◆ (3) 形態：使用周波数、総アンテナ入出力電力等。供用範囲：有効に電波が届く範囲。
 - ◆ (4) 地縁団体の代表者：自治会の会長。事業所の生活者：学校等児童関連施設の児童・生徒・職員、会社の従業員・管理者、病院の患者・職員などを指す。

第3条（市の責務）

市は、この条例に基づき、近隣住民等と事業者との紛争の防止に努めるものとする。

- ◆ 紛争の防止には多様な施策が考えられるが、先ずはこの条例に基づく努力を求めている。

第4条（事業者の責務）

事業者は、基地局等の設置・改造をしようとするときは、事業計画を近隣住民等に説明するとともに、その意見を聴取し、誠意をもって紛争の防止に努めなければならない。

- ◆ 事後ではなく、事前の説明を求めている。
- ◆ 事業者が原因者であるから、進んで住民の意見を求めるべき。

第5条（近隣住民等の責務）

近隣住民等は、事業者による説明会に参加するとともに、その説明に対し真摯に対応し、紛争の防止に努めなければならない。

- ◆ 事業者が行う説明会を意図的に無視、ボイコットしないことを求めている。

第6条（計画書の提出）

事業者は、基地局等の設置・改造をしようとするときは、当該工事に着手する日の60日前までに、規則に定めるところにより、事業計画書を市長に提出しなければならない。

- ◆ ここがスタート地点。受領→公開→説明会→報告→公開となる。

第7条（近隣住民等への説明等）

事業者は、新たに基地局等を設置しようとするときは前条の規定による事業計画書の提出後、当該工事着手予定日の40日前までに、説明会を開いて当該計画を説明するとともに、近隣住民等の理解を得よう努めなければならない。

2 前項の説明会開催の近隣住民等に対する周知は、事業者の責任において行うものとする。

- 3 事業者は、第1項の規定による説明会の開催後10日以内に、規則に定めるところにより、報告書を市長に提出しなければならない。
- 4 近隣住民等は、第1項の規定による説明会の開催後5日以内に、事業者に対し、意見書を提出することができる。
- 5 事業者は、前項の意見書が提出されたときは、これに回答を付して、第3項に定める報告書とともに、市長に提出しなければならない。
 - ◆ 事業者は事業計画書の提出後、自らの責任で説明会の周知を行うことになる。
 - ◆ 近隣住民等に対しては、その不安を取り除き、一定の理解を得ることが望ましいが、同意までは求めている。
 - ◆ 報告書に記載する事項は、日時、会場、参加者数、参加者の意見・要望、それに対する事業者の回答、及び総論などが考えられる。
 - ◆ 意見書は説明会に参加できなかった者、発言の機会がなかった者、十分ではなかった者に対する措置として意味があり、又近隣住民等の意見の集約として行うことができる。
 - ◆ 計画書の提出、説明会の周知・開催、報告書・意見書・回答の提出をもって、この条例に定める事業者の手続き上の責務は果たされたことになる。

第8条（報告書等の公表）

市は第6条の規定による事業計画書、前条第3項の報告書、及び前条第5項の意見書ならびに回答を縦覧に供すとともに、市のホームページに掲載する。

第9条（既設基地局等の調査）

太宰府市民は、既設の基地局等の管理運営状況について、市長に対して、規則に定めるところにより、調査を求めることができる。

- 2 市長は、前項の求めがあった場合は、関係機関ならびに事業者へ調査の依頼をし、その結果を公表しなければならない。
 - ◆ 調査依頼としては第2条3号に規定する、基地局の形態、供用範囲などが考えられる。
 - ◆ 市長は関係機関や事業者へ調査の依頼を行い、回答があった場合はそれを、無回答ないしは回答が困難であるとの場合はその旨を公表する。
 - ◆ 調査の期間、公表の期限については定めていない。一定の期間ごとに結果をまとめて、個別又は市のホームページなどで公表することができる。

第10条（勧告）

市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずることを勧告する。

- (1) 第6条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書を提出した者。
- (2) 第7条第1項の規定による説明会を行わなかった者。
- (3) 第7条第3項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者。
- (4) 第7条第5項の規定による意見書、及び回答の提出を行わなかった者。

第11条（公表）

市長は、前条の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、勧告の内容と対象者名を公表する。

- ◆ 市の広報、ホームページ等を用いる。

第12条（見直し）

この条例は、社会環境の変化、又は基地局等が及ぼす影響に対する科学的知見の進展があったときは、必要に応じて見直しを行うものとする。

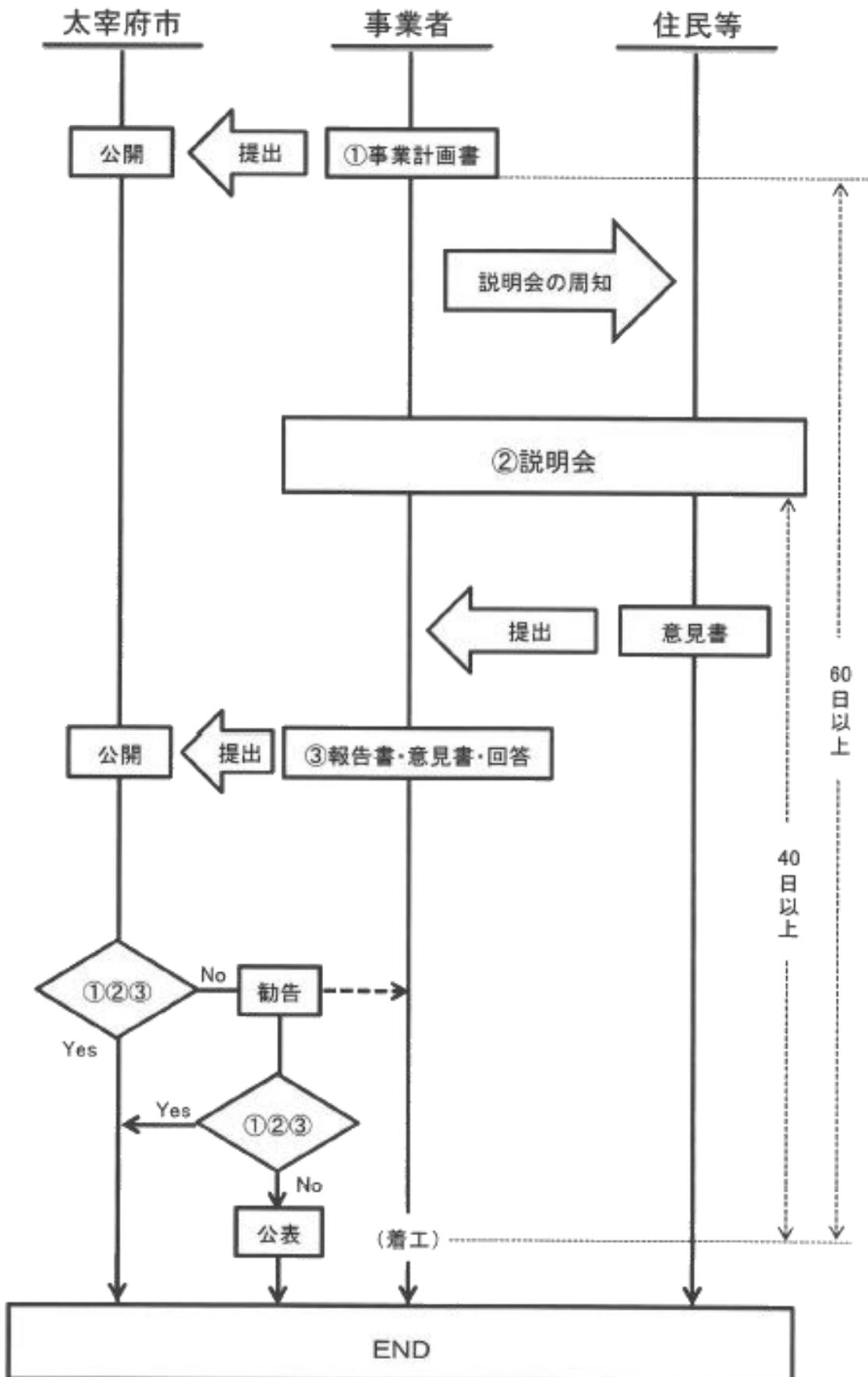
- ◆ WHOをはじめとする国際機関等による新たな科学的知見やそれに基づく見解の発表があった場合。国の方針が変更された場合。

第13条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

- ◆ 事業計画書、説明会の報告書、調査依頼などに関すること。

条例のフロー



4 再議について

再議書

平成23年太宰府市議会第4回(12月)定例会において、平成23年12月19日に修正議決された、「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例の制定について」は、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議に付する。

理由

「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例」の制定については以下の点について異議がある。

- 1 携帯電話基地局の問題については、「太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針を定め、これにより対応することを決定しており、電波法をはじめとする法令等に基づき設置運営されている携帯電話基地局に対して、この実施方針以外に条例を制定する必要はないものとする。
- 2 本条例の制定により、携帯電話基地局の整備に支障をきたすことが想定され、携帯電話を使用する多くの市民の通信の利益を害する恐れがあるとともに、年間700万人を超える来訪者の携帯電話使用にも影響を及ぼす恐れがあるとする。
特に、携帯電話が高齢者や子供たちの安全確認や119番・110番などの緊急時の連絡手段、また、災害時の非常通報手段として利用されており、携帯電話が円滑に使用できる環境を整備することは住民福祉の向上や安全・安心のまちづくりという観点からも重要であると考える。

5 市と提案側それぞれの考え

携帯電話基地局からの電磁波が人体に悪影響を及ぼすという科学的根拠(証明)はない。

- ◆ 安全という証明もなされていない。電磁波の危険性や健康被害との因果関係については、次々と新しい指摘があり、市は予防原則の考えに立って紛争防止のルール作りをすべき。

事業者は国の電波防護指針の基準を守っているから問題ない。

- ◆ 平成2年に郵政省(現総務省)が策定した電波防護指針は、電磁波による発熱の影響(熱ストレス)に基づいて指針値が設定されている。
当時携帯電話はあまり普及しておらず局所暴露が考慮されていなかったため、平成9年に一部改訂され局所吸収指針が追加された。
この改訂は身体に近接して使用される携帯端末から発射される電磁波の人体への影響を考慮したものだが、基地局からの電磁波の影響については対象としていない。
- ◆ 携帯基地局から発射される電磁波(高周波)による健康被害が懸念されるとする要因は、微弱であっても長時間(長期間)被曝することによる「非熱作用」の影響である。
これらに関して国の電波防護指針は改訂前も改訂後も対処しておらず、「電波防護指針の基準を守っているから問題ない」との市の見解には疑問がある。

市の事業者に対する指導等の法的な権限がないから対応は困難。

- ◆ そのために条例をつくるのではないのか。法的に可能な範囲で条例化がどの程度可能かを議論することが必要。

国の見解を超えた安全基準を考慮した市独自の条例は困難と考えている。

市が定めた内部規程の実施方針で充分である。

- ◆ 請願や議会での質問のどこを探しても「国の基準を上回る安全基準」など求めてはいない。
執行部は、誤解か曲解か、条例制定を求める請願や個人質問の趣旨を恣意に捉え「国の基準を上回る安全基準を考慮した条例を求めている」として困難という結論を導いている。
また、既に携帯基地局に関する条例を制定している自治体もある。そのような実態を無視して、なぜ条例制定が困難なのか。
- ◆ 「実施方針」は、市や事業者がその責務を果たして行くための、具体的な手続きや、結果に対する責任等、また近隣住民がいつ計画を知るかなどの記述がなく、紛争を防止するものとしては、きわめて不十分。

